



# 安芸高田 消防

安芸高田市消防本部・安芸高田消防署  
TEL 42-0931 FAX 47-1191  
http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/119/



## ガス調理機器は正しく使いましょう

オール電化が徐々に普及している中、日本全世帯のおよそ 80%はガス調理機器を使用しています。種類も豊富で値段も安く、火加減の調節が容易なのが人気の理由です。しかし便利な反面、誤った使い方による火災があとを絶たず、全国の出火原因の上位を占めています。正しい使い方と日々の手入れにより火災を減らすことができます。



- 1位 揚げ物を調理中、その場を離れて発火 (37%)
- 2位 グリル受皿にたまった油や食品くずが発火 (22%)
- 3位 ガスコンロの火を消さずに離れ、周囲にあったものが燃えた (13%)

### 注意事項

- 少しの間であっても、コンロ使用中はその場を離れない。
- グリル使用後は、必ずグリル内の手入れを行う。
- コンロの上や周囲には可燃物（食用油の容器、ふきん、プラスチックなど）を置かない。
- コンロの火には衣服（特にふわふわしたアクリル製の袖口）を近づけすぎない。
- ガスコンロを買い替える時は、ゴム管やガスコードも一緒に取り替える。

119番の日

## 毎年11月9日から11月15日までの7日間は「秋の全国火災予防運動」



気候的に火災が発生しやすい春と秋の年 2 回、市民の皆様の防火防災意識、行動力を高めさせていただくことで未然に火災を防ぎ、万一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的として、全国火災予防運動を実施しています。

これから冬にむけて空気が乾燥し、ストーブなど火気の使用が増え火災が発生する可能性が高くなります。火の取り扱いには十分注意しましょう。また、火災での死亡原因の多くは逃げ遅れです。特に就寝中の火災は発見が遅れるため、死亡する可能性が非常に高くなります。いち早く火災を発見するため、住宅用火災警報器が有効に作動するよう、日頃から定期的な点検を行いましょう。

### 平成 18 年から一般住宅への火災警報器設置が義務化され 11 年が経過しました。

- 《住宅用火災警報器の交換目安は 10 年》 設置後 10 年を経過したものは交換してください！
- 《住宅用火災警報器の大半が電池式》 電池切れに注意しましょう！
- 《10 年未満でも機能不良等で正常に作動しないことも》 本体についているヒモ、もしくはボタンで定期的に作動確認を行いましょう！

いざという時、正常に作動しなくては意味がありません！！

## 救命講習のご案内

消防署では、心肺蘇生法や止血法等の習得を目的とした講習を毎月一回開催しています。

- 開催日 毎月第3日曜日
- 場所 安芸高田消防署
- 申込期限 毎月第2日曜日
- 申込・お問い合わせ先 警防課救急係 ☎42-3952

### e-ラーニング

消防署ホームページからインターネットを通じて応急手当の基礎的な知識を学ぶことができます。  
(安芸高田市応急手当 Web 講習)



# 安芸高田 警察

安芸高田警察署 ☎47-0110  
市役所危機管理課 ☎42-5625



広島県警察では、平成 32 年 (2020 年) までに特殊詐欺の年間被害額を 5 億円以下とすること、交通死亡事故者数を年間 75 人以下とすることを目指します。

めざせ!日本一安全・安心な広島県の実現 『アンダー 80 作戦』~2020 年に向けて~

## 減らそう犯罪 その電話、詐欺です! ~還付金詐欺に注意! ~

安芸高田市内の高齢者の方に、市役所職員を名乗る男から「保険の還付金があります」等と電話がかかり、ATM機の振り込み手続きを説明して言葉巧みに現金をだまし取ろうとした詐欺未遂事案が発生しています。

安芸高田市内においては、実際に詐欺被害の発生はありませんが、広島県内では 8 月末現在で 274 件、約 6 億 2,965 万円の被害が発生しています。

あなたにも詐欺電話や悪質業者が迫ってくる可能性があります。

日ごろから、不審電話などがあればすぐにお金を払うのではなく、まずは誰かに相談することを心掛けておきましょう。



## なくそう交通事故

### 9月の管内交通事故の内訳

- ・ 出会頭衝突 2 件・追突事故 4 件
- ・ 正面衝突 1 件

### 薄暮時と夜間の交通事故防止

- 運転者は「早めのライト、上向きライトの活用」で歩行者や障害物の早期発見、回避を心掛けましょう。
- 歩行者は「反射材の装着とLEDライトなどの携帯」に心掛けて外出するようにしましょう。

### 安芸高田警察署メルマガ

身近な犯罪情報などをタイムリーに配信しています(右のQRコードから登録できます)



# 空き家

## 関連情報コーナー

〈お問い合わせ〉  
住宅政策課 ☎47-1202

## 空き家等対策基本方針

市は、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するために以下 4 つの基本方針を定め、空き家の適正な管理や有効活用を促進しています。

- 1 空き家等の適正な管理**  
空き家等の所有者が適正な管理をすることを原則とし、所有者へ厳正な管理を促進すること
- 2 空き家等及びその跡地利用**  
空き家やその跡地を有効活用するため、「空き家情報バンク制度」への登録促進を行うとともに、その活用について対策を講ずるよう努めること
- 3 特定空き家等への対処**  
適正な管理が行われていない結果としてその建物の老朽化、防災、防犯及び衛生など地域住民の生活に深刻な影響を及ぼす「特定空き家等」の解消を図るため必要な対策を実施すること
- 4 空き家等対策の実施体制**  
市は、国・県及び関係団体と連携し空き家等に関する様々な施策・事業を総合的に推進するための体制を構築すること

### ※ご存知ですか?市営特定公共賃貸住宅

市が所有・管理している住宅には、「市営住宅」、「市有住宅」と「市営特定公共賃貸住宅」があり、現在「市営特定公共賃貸住宅」は市内に 4 団地あります。そのうち向原町には 3 戸の空きがあり、こちらは随時入居者を募集しています。所得の基準など入居条件が市営住宅とは異なる点もありますので、市役所住宅政策課までお問い合わせください。

### ●現在の「市営特定公共賃貸住宅」の空き状況《向原町》

- ・ 尾原住宅……… 2 戸
- ・ 朝日が丘住宅… 1 戸

### ★H29 年度空き家バンク登録・成立状況(累計)

区分	8 月末	9 月末	H28 年度まで
HP 登録件数	54 件	54 件	
新規登録件数	27 件	28 件	
成立件数	15 件	15 件	103 件
空き家利用希望者数	179 人	180 人	